

## 令和8年4月1日以降の「労働報酬下限額」



世田谷区では、公契約条例において区が事業者と結ぶ契約(公契約)に従事する労働者の最低賃金を「労働報酬下限額」として定めています。事業者は公契約においてこの下限額に従い適正な賃金を支払うように努めなければなりません。

対象契約	労働報酬下限額(1時間あたり)
予定価格3千万円以上の工事請負契約	①国土交通省定義の51職種技能労働者のうち熟練労働者 →公共工事設計労務単価の85% ②見習い・手元等の未熟練労働者、年金等受給による賃金調整労働者 →公共工事設計労務単価の軽作業員比80% ③上記に該当しない労働者 →1,610円
予定価格2千万円以上の工事請負契約以外の契約(委託等)	1,610円

お問合せ 世田谷区財務部経理課公契約担当  
TEL: 03-5432-2965 FAX: 03-5432-3046  
HP: <https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8039.html>



## 東京信用保証協会のご案内



東京信用保証協会は、都内中小企業の皆さまが金融機関から事業資金をお借入れする際の「公的な保証人」として、約21.8万の事業者にご利用いただいています。



当協会の都内11支店では、お客さまからのご相談を直接承っています。どうぞお気軽にご相談ください。

### 【信用保証協会ご利用のメリット】

- ◎経営者保証不要でのご利用が可能です
- ◎ニーズに応じた資金調達が可能です
- ◎さまざまな経営支援メニューのご利用が可能です

お問合せ 東京信用保証協会 渋谷支店  
TEL: 03-5468-0135  
HP: <https://www.cgc-tokyo.or.jp/>



## マル経融資のご案内



小規模事業者の皆さまが、経営改善や事業拡大のために必要な資金を無担保・無保証人(保証協会の保証も不要)、低利、かつ手数料不要で、安心してご利用いただける国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

また、融資実行から最長3年間、世田谷区から支払利率の30%の補助を受けられます。最新利率や融資条件などの詳しい情報は、下記URLもしくはお電話にてご確認ください。



お問合せ 東京商工会議所世田谷支部  
TEL: 03-3413-1461  
HP: <https://www.tokyo-cci.or.jp/setagaya/marukei/>



## 障害者の雇用促進にご理解とご協力をお願いします



障害者雇用促進法の改正により、令和8年7月には法定雇用率が2.7%へ引き上げられる予定であり、障害者雇用を取り巻く環境は転換を迎えています。世田谷区障害者雇用促進協議会では、「障害者雇用支援プログラム」を実施しております。今後も障害者雇用に関するさまざまなプログラムを予定しておりますので、ぜひご参加いただくとともに、更なる障害者雇用の促進にご協力をお願いいたします。



お問合せ 世田谷区障害福祉部障害者地域生活課  
TEL: 03-5432-2425  
HP: <https://www.city.setagaya.lg.jp/02084/2827.html>



## フードシェアリングアプリ **TABETE** をご活用ください



TABETEは、まだ食べられるのに廃棄になりそうな商品を店舗が出品し、ユーザーがアプリ上で購入できるサービスです。廃棄費用の削減、売上増に貢献、新規顧客獲得のチャンスなどのメリットがあります!

### 協定締結記念・初期費用無料キャンペーン実施中!

世田谷区内の店舗は令和8年6月30日(火)まで、初回登録料11,000円が無料となります。この機会にTABETEへ登録して、食品ロスを減らしてみませんか。

お問合せ 世田谷区清掃・リサイクル部事業課  
TEL: 03-6304-3263  
HP: <https://www.city.setagaya.lg.jp/02241/30580.html>



東京商工会議所世田谷支部では、経営全般や融資に関するご相談を無料で受け付けています。お気軽にご相談ください。

また、専門家(税理士・弁護士・社労士・弁理士)によるご相談も予約制で承っています。

☎03-3413-1461 (平日 9:30~17:00)



挑みつづける、変わらぬ意志で。

**東京商工会議所** 世田谷支部